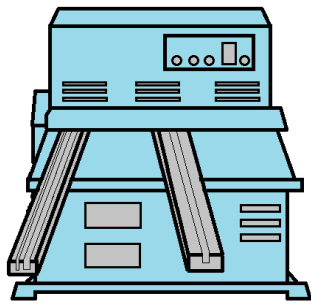


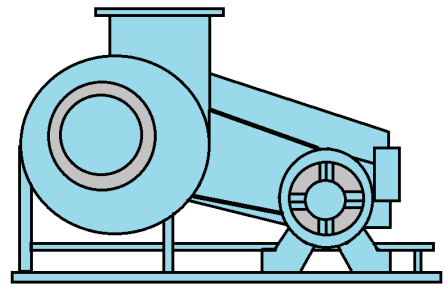


金属加工施設の設置等をお考えの方へ

金属製品加工のための施設を設置・変更・廃止などをする場合、環境法令で以下のような規制がかかる可能性があります。以下の例はあくまで一例で全てを網羅しているわけではありませんので、詳しくは裏面に記載の各法令所管課担当にご相談下さい。



せん断機



送風機

環境法令に基づく規制の例

<p>1 液圧プレス・機械プレス・鍛造機</p> <p>バンダー、プレスブレーキ、サーボプレス機、ポンチングマシンなどのプレス機や鍛造機を設置・変更・廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）の申請、騒音規制法（騒音法）・振動規制法（振動法）の届出が必要になる場合があります。</p>	<p>市条例</p> <p>27-(1)-(5) 28-(1)-(4)など</p>	<p>騒音法</p> <p>1(ニ)(ホ)(ト)</p>	<p>振動法</p> <p>1(イ)(ロ)(ニ)</p>
<p>2 せん断機（シャーリング）・切断機</p> <p>シャーリングやといしを用いた切断機を設置・変更・廃止する際には、市条例の申請、騒音規制法・振動規制法の届出が必要になる場合があります。</p>	<p>市条例</p> <p>27-(1)-(6) 28-(1)-(5)など</p>	<p>騒音法</p> <p>1(ハ)(ル)</p>	<p>振動法</p> <p>1(ハ)</p>
<p>3 送風機・コンプレッサー</p> <p>送風機・コンプレッサー単体ではもちろんのこと、集じん機、スクラバーやボイラーなどに内蔵されている送風機・コンプレッサーを設置・変更・廃止する際にも、騒音規制法・振動規制法の届出が必要な場合があります。</p>	<p>騒音法</p> <p>2</p>	<p>振動法</p> <p>2</p>	
<p>4 表面処理</p> <p>製品の製造過程で酸やアルカリによるエッチング施設や脱脂施設を設置・変更・廃止する際には、市条例の申請、下水道法・水質汚濁防止法の届出が必要になる場合があります。</p>	<p>市条例</p> <p>64-(1)-(1)</p>	<p>下水道法</p> <p>65</p>	<p>水濁法</p> <p>65</p>

※法令種類の下に記載している番号は、各法令の施設番号等を例示しています。

サンダーなどによるケレン作業・手打ちの打撃など音を発生させる作業がある場合

■横浜市内のすべての事業所は、騒音・振動の規制基準を遵守する必要があります。

一般的にサンダーなどによるケレン作業、手作業での打撃音等は、騒音・振動を発生させますが、作業開始前や設備の設置前の許可申請・届出は不要です。

しかし、横浜市では市条例により、すべての事業所において、事業活動で発生する騒音・振動について、周辺の生活環境を損なわないために規制基準を設けています。工場・事業所においては、この規制基準を守るよう、騒音・振動に十分配慮して事業活動を行っていただくようお願いいたします。



※規制基準

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」により、時間帯・用途地域によって、規制基準値が定められています。事業所所在地の用途地域をお調べいただいたうえで、規制基準値を遵守してください。

●用途地域の調べ方

横浜市HPで「iマッピー」を検索

最新の都市計画情報



その他の申請・届出が必要になる場合もあります

施設等の変更

- ・施設の設置・変更
- ・敷地境界線の変更
- ・作業時間の変更
- ・防音装置・防振装置の変更・配置変更 など

氏名等の変更

- ・法人名称
- ・法人住所
- ・法人代表者氏名
- ・事業場名称 ほか

移転/譲渡/廃業

- ・事業場の移転
→設置届・廃止届
- ・事業譲渡 →承継届
- ・廃業 →全廃届

公害防止管理者

一定規模以上の騒音・振動を発生する施設を設置している場合など

※その他にも申請・届出が必要な場合があります。詳しくは、窓口でご相談下さい。

担当部署と連絡先

主な所管する環境法令	担当部署	連絡先
横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境管理課 条例担当	045-671-2733
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	環境管理課 企画・化学物質担当	045-671-2487
横浜市生活環境の保全等に関する条例（地球温暖化対策計画書関係）	環境管理課 計画書制度等担当	045-671-4224
大気汚染防止法	大気・音環境課 大気担当	045-671-3843
騒音規制法・振動規制法	大気・音環境課 騒音担当	045-671-2485
水質汚濁防止法	水・土壌環境課 水質担当	045-671-2489
下水道法	水・土壌環境課 下水道担当	045-671-2835
土壌汚染対策法	水・土壌環境課 土壌対策担当	045-671-2494

総合お問い合わせ窓口はこちら

環境創造局 環境保全部 環境管理課

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

TEL 045-671-2733 FAX 045-681-2790

インターネットの情報もご覧ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/>

●このリーフレットの制作は令和4年12月です。法令の改正等により内容に変更のある場合があります。